

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における
愛媛県特定不妊治療費助成事業の対応について【お知らせ②】

令和2年6月
愛媛県健康増進課

★新型コロナウイルス感染症の影響により、治療の延期や所得の急変がある場合は、所得要件が一部緩和されます。

1 所得要件について

(※) 令和2年4月1日以降に治療終了し、令和2年4月1日～令和3年3月31日までに申請された分に限りです。

通常	前年(1月から5月に申請の場合は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること。
----	--



特例措置	①新型コロナウイルス感染症の流行を理由に所得の急変が生じ、本年(2020年)の所得合計額が730万円未満となる見込みの場合は助成の対象とする。
	②新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期し、申請が令和2年6月以降になる場合、平成30年の所得が730万円未満であって、令和元年の所得が730万円以上となる夫婦については、平成30年の所得をもって助成の対象とする。

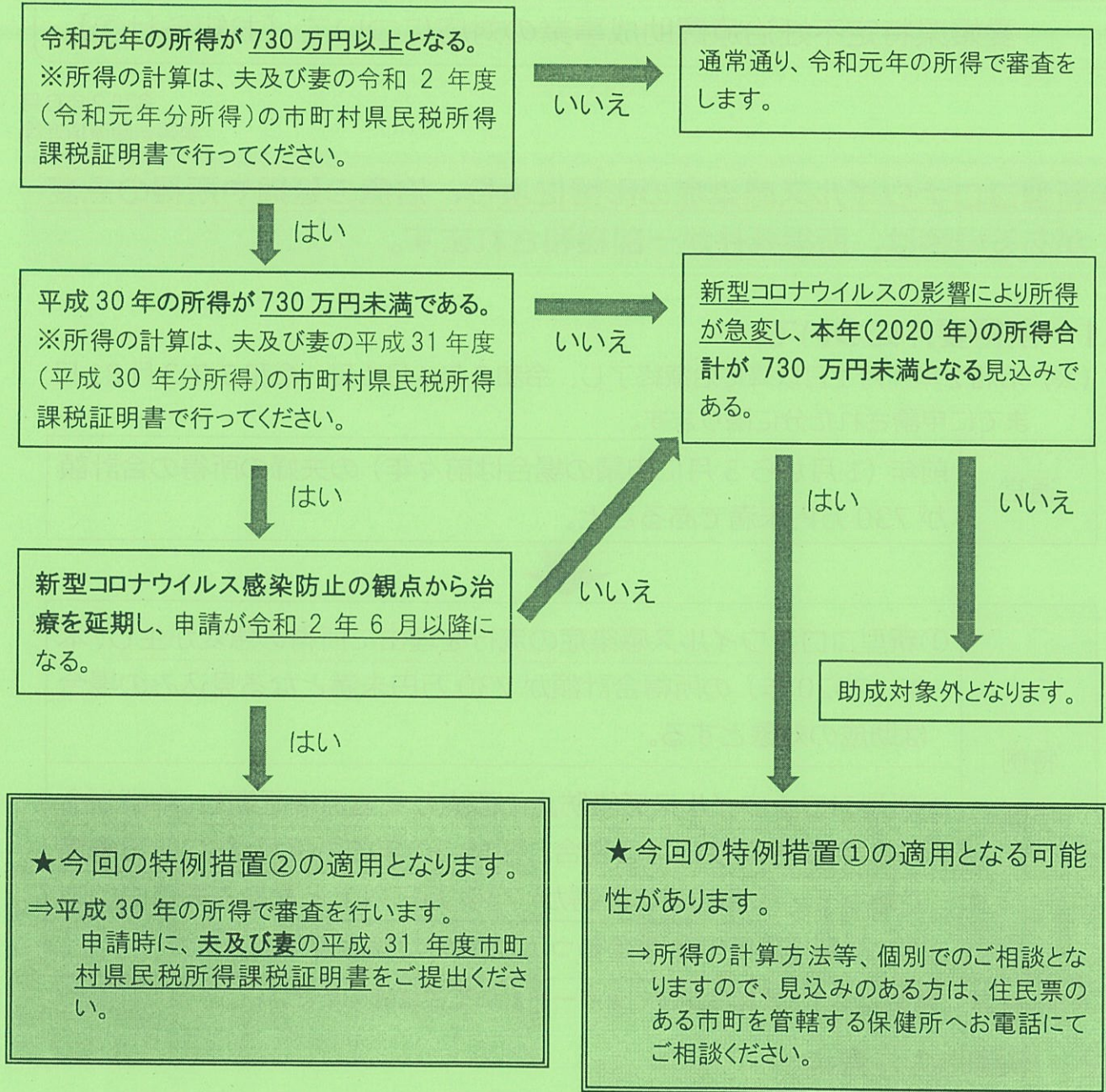
*詳しくは、裏面の「3 確認用フローチャート」にてご確認ください。

2 申請時の注意点

通常通りの申請の際に必要な書類及び、下記の該当書類を添えてご提出ください。

提出書類	特例措置①の場合 <ul style="list-style-type: none"> 自己申告書 令和2年2月以降から申請日が属する月までの任意の1ヶ月の収入、賞与等の推計が確認できる書類等(個別で必要書類が異なります。) <<参考>> ※個人事業主等の場合は、給与所得者に準じた取扱いとする。 【給与所得者の場合の所得の推計方法の例】 ・令和2年2月以降から申請日の属する月の任意の1ヶ月の給与×12 } の合計 ・賞与等の推計額
	特例措置②の場合 ※治療を延期した旨の証明書(医療機関での発行)は不要です。 <ul style="list-style-type: none"> 自己申告書 平成31年度(平成30年分)の市町村県民税所得課税証明書(夫及び妻)

3 確認用フローチャート



(注意) 審査のために追加で書類の提出を求める場合がございますので、あらかじめご了承ください。

◆愛媛県への申請に関する問合せ先 (住民票のある市町を管轄する保健所にお問合せください)

保健所名	所在地	電話番号	管轄市町
四国中央保健所	四国中央市三島宮川4丁目6-55	0896-23-3360 (内線112)	四国中央市
西条保健所	西条市喜多川796-1	0897-56-1300 (内線319)	新居浜市、西条市
今治保健所	今治市旭町1丁目4-9	0898-23-2500 (内線226・257)	今治市、上島町
中予保健所	松山市北持田町132	089-909-8757 (内線262)	伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町
八幡浜保健所	八幡浜市北浜1丁目3-37	0894-22-4111 (内線285・286)	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島保健所	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211 (内線260)	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町